

**令和4年度 第2回 福岡県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 議事要旨**

1. 日 時 令和5年3月10日（金）14：26～15：16

2. 場 所 福岡県自治会館1階 101会議室

3. 出席者

(1) 委員 村上委員、吉田委員、有馬委員、櫛山委員、堤委員

(2) 事務局 米田事務局長、齋村事務局次長、釘崎総務課長ほか

4. 議事の要旨

(1) 開会

(2) 委員紹介・職員紹介

(3) 議題

- ① 令和3年度及び令和4年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用の状況について

○事務局 (資料1に基づき説明)

○委員 コロナ禍で、開示請求の申請件数は増えたか減ったか。また、以前も議論があって説明を受けたが、故人の個人情報に関する請求の取扱いはどのようなになっているか。

○事務局 情報公開については、件数として少し差はあるが、コロナの影響は考えにくい。また個人情報に関する開示請求は逆に件数が増えている。使用目的について確認している訳ではないが、こちらもコロナの影響は考えにくい。使用目的は、推測であるが、相続の関係で、故人にかかった医療費の金額が知りたい、場合によっては医療費の保険請求の絡みそこでコロナの可能性を否定はできないが、ひとえに影響があったとみるところではないと理解している。また、亡くなった方の個人情報の取扱いについては、基本的に保護条例の対象外となっており、資料の2、死者情報の取扱いに関する要綱の定めで、詳細内容は改めて説明したい。

○会長 他にないか。私から1件。先ほどレセプトに記載されている病名を不開示にするという、厚生労働省からの通知ということだが、全国の後期高齢者・介護広域連合に共通し、拘束力があると考えてよろしいか。

○事務局 あくまで通知ではあるが、全国的にこういった手続でしていると理解している。レセプト情報には色々な情報があり、受診先の医療機関に照会確認するという流れである。各連合でも行っているものと思っている。

○会 長 今、医療現場では、癌であるとか、そういった病名も本人に対してカルテまで見せるというのが一般的と聞いている。

○委 員 おっしゃるとおり。まず病名といってもここに書いてあるレセプト病名というのはイコールではない。薬ということで、例えば、うつ病の薬でも胃薬に使う薬もあり、胃の病名で、胃薬を投与する場合もある。うつ病という病名が、治療に与える影響を考慮する。癌に関わるものは基本的に、きちんと告知する。もちろん一定の配慮はある。病名だけが一人歩きしないようにということもあるが、様々な前提条件を勘案するのが一般的だと思う。精神病に関しては先ほどのように理由も色々ある。また、相続等の関係が何か絡んでいて、個別の案件毎に適当かどうかを判断したかもしれない。

○事務局 厚労省通知の件で捕捉する。厚労省から、保険者に診療報酬明細を開示する場合は、治療上の支障等があってはいけないということで、一旦医療機関に照会をかけるよう通知されており、それに従って医療機関に照会している。

○会 長 考慮された上で、ということか。

○事務局 そのとおり。

② 福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱について

○事務局 (資料2に基づき説明)

○会 長 まだ検討事項があるということで、今後も改正があり得るという話だった。具体的な要綱、もちろん趣旨というところで結構だが、質問・意見をお願いしたい。

○委 員 入口のところはよく分かった。開示をしたときに起こるトラブル、それから開示をしなかったときに起こるトラブル。これについては何か今一つピンとこない、法的な問題はどうやって判断していいのかよく分からないというところがある。先ほども触れられたが、良い意味での開示を積極的にするというのであれば非常にいいことだと思うが、それによってトラブルが起こることは残念なことなので、何らかのケースが考えられるのであれば、できるだけ早急にリスクに備えた方がいいのではないか。

○会 長 ケースバイケースなことだが、何か事務局のコメントはあるか。

○事務局 御指摘のように、個人情報については、法により保護や開示についてルール化されているが、死者情報はその対象となっていない。今回の考えるトラブルというか、現実の問題としては、基本的に本広域連合に対する死者情報の開示については、ほとんどが医療情報、診療履歴とパターンが決まっていて、基本的に開示対象になっているので、これまで審査請求があったことはない。部分開示したものについても運用面で裁量の余地はないので、審査請求になる分はないかと考えている。ただ御指摘のように、どこまできちんと制度的に保護をしていくかということは課題として残っていると思うので、条例化も含め整理の仕方などについて、今後しっかり考えていきたい。

○会 長 情報公開や個人情報の場合、元々請求権には憲法上の根拠があるので、権利性が認められる。不開示の場合には審査請求できるということで問題ない。死者情報はどちらの法令でも保護されない。情報公開条例の場合は特定の個人ということで、不開示なのだが、その辺の根拠が乏しいので、権利として認められるかどうかというところから少しおかしいかなと。だから死者情報については提供されるという程度じゃないかなと個人的には思っている。それからもうひとつ、開示した後の話で、広域連合の死者情報では、相続あるいは医療過誤などを原因として請求があるということはある。医療過誤などは当然レセプトの請求だとか、そういう形で出てくることはあるか。

○事務局 可能性としてはあり得ると思う。

○会 長 その場合は一旦、要件に当てはまり出してしまえば、後はどうなるか、そこまで考えてないか。

○委 員 請求内容で見ると、結構相続の問題で開示請求されているのではないかなと思う。診療明細、受診履歴などは、結局相続人間で争いが起きたときに、亡くなった方がどこに受診していたか、どんな病気だったのか、遺言の能力、誰が介護していたのか、そういったことを調査するための前段階なのかなという感じがしている。その受診履歴から病院にカルテを請求したりすることにつながっていくので、広域連合として、そこまで開示していれば、そんなに不服審査などが出るようなことはないと思った。

○会 長 それでは第4条だが、第1号該当の方、亡くなられた方の配偶者と子と、それから父母。基本的にこれらに限定で、2号3号はそういう人達がない場合。だから亡くなった方の、例えば兄弟の方などには請求できないという仕組みだ。二親等は駄目なのか。

○事務局 例えば配偶者や子がいなければ御兄弟の方も対象になるという制限をしている。

○会 長 いなければか。

○事務局 そのとおり。

○会 長 普通は配偶者か子がいる、だからその人たちがいない場合に二親等と。それがいない場合にはほかの遺族という形になるのか。だから原則第1号だけか。でも実際には様々な法定相続人から請求はあると思う。何か絞られた理由はあるのか。もう少し広げようとかはないか。

○事務局 ひとつは、これまでの条例との継続性もある。

○会 長 今までそうしてきたのか。

○事務局 そのとおり。全国的に少し幅はあるようだが、おおむね全国標準に近い形と思う。御指摘のように少し幅の広い団体もあつたりはすると思うが。

○会 長 先ほど説明のあつたように、新しい個人情報保護法で、いわゆる任意代理、今までは法定代理人だけだったが、任意代理人は委任状があれば請求できるようになっている。そのときに様式にある委任状を出すということ、これは当然なのだが、確認はされるのか。つまり書面の委任状があれば受け付けるということか。それとも、電話か何かで、御本人が委任して

いるということを確認するという作業をされることを予定しているか。

○事務局 基本的に委任状には印鑑証明等をつけていただくので、かなり厳格なものと思っているが、電話連絡で確認する場合もあるということで運用する。

○会長 是非そうされた方がよろしいかと思う。情報が非常にセンシティブなものが含まれると思うので。

○事務局 弁護士に依頼されてる方が、今まで任意代理人という制度がなかったため、弁護士からの請求ができなかった。そういったケースに関してはかなり利便性は上がると思う。それ以外のケースについては逐一、確認等はしていきたいと考えている。

○会長 承知した。

○委員 今、委員長が第4条について質問していたので、追加で質問を。第4条1項1号括弧1。この婚姻関係と同様の事情にあった者を含むの解釈として、最近はやはりLGBTの話が出てくるので、いわゆる男女の内縁関係だけを含むのか、もう少し幅広く捉える余地があるのか、そのあたりをどのように解釈されているか。

○事務局 昨今の男女以外の事実上の婚姻関係等もあろうかと思うので、幅広く捉えていきたいと考えている。まだ明確にこの規定に落としこむ必要があるかについては検討していきたいと思うが、実務上としては幅広い形で事実上の婚姻関係というのは捉えていたきいと考えている。

○委員 その関係で、保有死者情報開示請求書だが、遺族等の区分欄に①配偶者だけとなっている。これだと、配偶者以外、内縁関係とかの人がどうなるかという、要綱との齟齬が出ないか。ここに書かなくても注釈のところに何か記載するとか、少し検討されたらいかがか。

○事務局 御指摘の通り。注釈等で分かるように改めたい。

○会長 確認だが、請求することができる人、あるいは委任状を持ってこられた方が窓口で請求されて、本人確認ができれば出されるということか。何を言いたいかという、使用目的など、そういうことは一切聞かないと理解してよろしいか。

○事務局 おっしゃるとおり。

○会長 承知した。本人確認ができればよろしいと。

他には、先ほど説明があったように、今後の他自治体の状況を見ながら考えていくところもあるということだった。

○事務局 どこの自治体も4月から運用開始であり、今後の取扱いの継続、整理の仕方というのが情報収集しても出てこないということがあるので、今後の状況を見ながら標準的な取扱いみたいな、私ども単独ではなく全体的な落としどころを考えたいと思う。必要であれば、また見直し等をお諮りさせていただきたいと考えている。

○会長 今までのやり方を継続していくということによろしいか。要綱ができ、今までは貰えていたのにだめになったということはないか。

○事務局 そういうことがないように継続性を保つ。中身的には変わっているところ

ろはない。

○会 長 承知した。他の自治体でも非常に懸案事項になっているということはよく聞いている。要綱を作ってどうかにかしていこうということは必要だと思うので、今後も御検討をお願いしたい。

本日の審議案件は以上2件だが、その他何かあればお願いしたい。

○委 員 システム上の個人情報の漏えいに関する問題で、例えばこの前、尼崎市の住民の個人情報を記録したUSBが紛失されて漏えいの危機に瀕したり、あるいはある小さな町の病院がランサムウェアによって個人情報を盾に身代金を要求されたりということが起こったが、当然当広域連合でも起こり得ること。尼崎のUSBの事件は元請がきちんとした手続を踏まずに再委託して3次か4次か、下請けの従業員が酔っ払って寝込んだというところでもない話で、元請け企業には問題なかったが、そこから下に下がって意識も段々下がってくる。こういうことがもし当広域連合で起こると、表には連合の名前しか出ない。請け負った業者の責任だが、そのあたりの業者の選定や、その後の指導監督というのはどのようにされているか。

○事務局 契約に関しては、特記事項を設けている。また、再委託等の取扱いについても、そういった中で規制をしている。ただ、御指摘のように、ルール上規制していても、下の方に下がったときにどうかというところかと思うので、最初に再委託の制約をしていく中で、3次、4次の委託にならないようにしていくことがまず大切ではないかと思う。第4、第5下請になってくると、実際にチェックに入ることは現実的にできないだろうと思うので、原則として再委託はないという中で、実際に再委託が生じた際は、意識の低下がないように、きちんとやっていきたいとは思っている。

○会 長 一番は外部提供した個人情報を、業務が終わればいかに処理するかということ。廃棄するか、戻してもらうか、その最後のところをしっかりとしないと危ないということを色々耳にするので、気を付けていただきたい。

他に何かあるか。

○委 員 時期が迫っている。4月から制度がスタートするということだが、先ほど、将来的には見直しもありつつということだったが、実際運用されてみて、どれくらいの時期で最初の案だとか、運用状況の確認みたいなことをされるのかスケジュール的なものがあれば教えていただきたい。

○事務局 今回の死者情報の取扱いに関しては、この要綱に定めているところで基本的に大丈夫ではないかと思う。審査請求も含めて、運用する中で不備等あれば、早急にでも見直していきたいと考えている。

○会 長 議会の個人情報保護条例は作られたのですか。

○事務局 御報告には入っておりませんが、議会についても作っている。保護法の適用除外になりますので、保護法と同じ条項を盛り込む必要があるので50条以上になってまいります。中身につきましては、全国の議長会等で作られた雛型を、文言調整したものです。今回資料が厚くなりすぎたので省略させていただきましたが、議会条例につきましても整理をさせていただきました。

○会 長 事務局から他に何かございませんか。
それでは審査会を以上で終わります。

(2) その他
なし